政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

国立大学法人山形大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

１　改正された規則の名称等

国立大学法人山形大学政府調達事務取扱規程

（http://campus3.kj.yamagata-u.ac.jp/chotatu/koukai.html参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人山形大学　財務部経理課

ＴＥＬ023―628―4890

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

国立大学法人宇都宮大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　09

１　改正された規則の名称等

宇都宮大学特定調達事務取扱細則

（http://www.utsunomiya-u.ac.jp/jyouhoukoukai/kiteisyuu/参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人宇都宮大学　財務部経理課

ＴＥＬ028―649―5057

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

国立大学法人東京大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

東京大学政府調達協定実施規程

第１条中、「政府調達に関する協定（以下「協定」という。）その他の国際約束」を「政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束」に、「協定、その他の国際約束」を「国際約束」に改める。

第２条第１項第二号中、「協定」を「改正協定」に、「付表４」を「付表５」に、「サービスに係る役務をいう。」を「サービス及び同附属書I日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。」に改める。

第２条第１項第三号を削除し、「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改める。

第２条第１項改正第三号中、「（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）」を「（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）」に改める。

第３条第１項中、「調達手続き」を「調達手続」に改める。

第３条第１項第二号中、「協定第23条」を「改正協定第３条」に改める。

第３条第２項第一号中、「総額とし、」を「総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、」に改める。

第５条第１項中、「調達契約のうち最初の契約以外の契約に係わる一般競争については、24日前」を「調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで」に改める。

第６条第１項中、第七号として「会計規程第17条第２項の規定による申請の時期及び場所」を追加し、「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

第６条第３項第二号中、「入札期日」を「入札期日又は会計規程第17条第２項の規定による申請の時期」に改める。

第７条第１項中、「１項」を「第１項」に改める。

第７条中、第４項として「前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。」を、同項第一号として「一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項」を、同項第二号として「契約の手続において使用する言語」を追加する。

第８条第２項中、「事項」を「事項及び同条第４項各号に掲げる事項」に改める。

第９条見出し中、「郵便による入札」を「郵便等による入札」に改める。

第９条中、「郵便」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便」に改める。

第10条第１項第一号中、「第七号」を「第八号」に改める。

第10条第１項中、第六号として「契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項」を追加し、「第六号」を「第七号」に改める。

第11条第１項第一号中、「政府調達に関する協定第15条」を「改正協定第13条」に改める。

附則を次のとおり改める。

第１条　この規則は、平成24年３月30日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第２条　この規則による改正後の東京大学政府調達協定実施規程の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

第３条　この規則の施行の日以降において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約に関する事務の実施に当たっては、経済連携協定において定める政府調達に関する国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

国立大学法人浜松医科大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　22

１　改正された規則の名称等

国立大学法人浜松医科大学会計規則

国立大学法人浜松医科大学政府調達事務規程

http://www.hama-med.ac.jp/uni_introduction_report_choutatsu. html参照

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人浜松医科大学会計課

ＴＥＬ053―435―2148

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

国立大学法人名古屋工業大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

１　改正された規則の名称

国立大学法人名古屋工業大学政府調達事務取扱規程

（http://kisoku.web.nitech.ac.jp/houki/104011.htm参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人名古屋工業大学　経理課

ＴＥＬ052―735―5320

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

国立大学法人京都工芸繊維大学